

令和7年9月26日

輸入加糖調製品の売渡等申込者 各位

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第二課長

令和7年10～12月の輸入申告に係る機構への売買申込みについて

平素は、当機構の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の売買申込みに係る取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご承知おきください。

- ・法令により、10～12月期は、新たな加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間となります。
- ・10～12月の輸入申告分に係る申込入力は、9月26日から行うことができますが、承諾書の発行は10月1日以降となります。**(輸入申告日が10月1日の場合は、売買予定日を10月1日とご入力ください。)**
- ・9月26～30日の申込入力については、①9月中の輸入申告分と、②10月以降の輸入申告分で平均輸入価格が異なることから、輸入申告予定日を必ずご確認ください。
- ・9月中に輸入申告を行う予定で承諾を受けたものが、何らかの理由により、10月1日以降の輸入申告となった場合、税関において無効と判断され、輸入許可がされないこととなります。輸入申告日が10月になることが判明した場合は、速やかに機構担当へ連絡してください。

(問い合わせ先)

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第二課

TEL : 03-3583-8775

FAX : 03-3583-8762

メールアドレス : alic-chosei01@alic.go.jp